

田上町地域防災計画

震災対策編

令和6年3月修正

田上町防災会議

目 次

震 災 対 策 編

第 1 章 災害予防

第 1 節	防災教育計画	1
第 2 節	防災訓練計画	4
第 3 節	自主防災組織育成計画	6
第 4 節	防災まちづくり計画	7
第 5 節	地盤災害予防計画	8
第 6 節	建築物等災害予防計画	10
第 7 節	道路・橋梁・トンネル等の地震対策	12
第 8 節	鉄道事業者の地震対策	15
第 9 節	治山・砂防施設の地震対策	16
第 10 節	河川施設の地震対策	17
第 11 節	農地・農業用施設等の地震対策	18
第 12 節	防災通信施設の整備と地震対策	20
第 13 節	放送事業者の地震対策	20
第 14 節	電気通信事業者の地震対策	20
第 15 節	電力供給事業者の地震対策	20
第 16 節	ガス事業者等の地震対策	21
第 17 節	上水道事業者の地震対策	25
第 18 節	下水道等事業者等の地震対策	28
第 19 節	危険物等施設の地震対策	31
第 20 節	地震火災予防計画	32
第 21 節	廃棄物処理体制の整備	35
第 22 節	救急・救助体制の整備	35
第 23 節	医療救護体制の整備	35
第 24 節	避難体制の整備	35
第 25 節	要配慮者の安全確保計画	35
第 26 節	食料・生活必需品等の確保計画	35
第 27 節	文教施設の地震防災対策	36
第 28 節	文化財の地震防災対策	40
第 29 節	ボランティア受入れ体制の整備	42
第 30 節	積雪期の災害予防計画	43
第 31 節	行政機関の事業継続	44

第2章 災害応急対策

第1節	災害対策本部の組織・運営計画	45
第2節	職員の地震配備体制	46
第3節	防災関係機関の相互協力体制	49
第4節	災害時の通信確保	49
第5節	被災状況等収集伝達計画	49
第6節	広報計画	49
第7節	住民等避難計画	49
第8節	避難所運営計画	49
第9節	避難所外避難者の支援計画	49
第10節	自衛隊の災害派遣計画	50
第11節	輸送計画	50
第12節	警備・保安及び交通規制計画	50
第13節	消火活動計画	50
第14節	救急・救助活動計画	50
第15節	医療救護活動計画	50
第16節	防疫及び保健衛生計画	50
第17節	こころのケア対策計画	51
第18節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画	51
第19節	廃棄物の処理計画	51
第20節	トイレ対策計画	51
第21節	入浴対策計画	51
第22節	食料・生活必需品等供給計画	51
第23節	要配慮者の応急対策	51
第24節	建物の応急危険度判定計画	52
第25節	宅地等の応急危険度判定計画	54
第26節	文教施設の応急対策	55
第27節	文化財応急対策	60
第28節	障害物の処理計画	60
第29節	遺体等の捜索・処理・埋葬計画	60
第30節	愛玩動物の保護対策	60
第31節	災害時の放送	61
第32節	公衆通信の確保	61
第33節	電力供給応急対策	61
第34節	ガスの安全、供給対策	61
第35節	給水・上水道施設応急対策	61
第36節	下水道等施設応急対策	61
第37節	危険物等施設応急対策	61
第38節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	62
第39節	鉄道事業者の応援対策	62
第40節	土砂災害・斜面災害応急対策	62

第 41 節	河川施設応急対策 -----	62
第 42 節	農地・農業用施設等の応急対策 -----	62
第 43 節	農林業応急対策 -----	62
第 44 節	商工業応急対策 -----	62
第 45 節	応急住宅対策 -----	63
第 46 節	ボランティア受入れ計画 -----	63
第 47 節	義援金の受入れ・配分計画 -----	63
第 48 節	義援物資対策 -----	63
第 49 節	災害救助法による救助 -----	63
第 3 章 災害復旧・復興計画		
第 1 節	民生安定化対策 -----	64
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画 -----	64
第 3 節	公共施設等災害復旧対策 -----	64
第 4 節	災害復興対策 -----	64

作成 平成20年 6 月20日

修正 平成21年 8 月 5 日

修正 平成23年10月21日

修正 平成25年 3 月26日

修正 平成28年 2 月12日

修正 平成30年 3 月26日

修正 令和 6 年 3 月26日

第 1 章 災 害 予 防

第 1 節 防災教育計画

【関係機関】 全課（◎総務課）

【基本方針】

町は、災害時に応急対策の主体となる職員への防災教育を行うとともに、住民に対する自主防災意識の普及・啓発を図る。防災訓練実施に当たっては、町、防災関係機関及び町民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練とするとともに、課題を発見するための訓練の実施にもなるよう努める。

【実施内容】

1 町及び防災関係機関の職員等に対する教育

町及び防災関係機関は、初動マニュアル等により職員の震災時における適正な判断力を養成し、また職場における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して、防災教育の徹底を図る。

- ア 田上町地域防災計画の内容と運用
- イ 災害対策本部の組織、事務分掌及び任務分担の徹底、確認
- ウ 地震情報が出された場合及び震災が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する法令及び知識
- エ 予想される地震に関する知識
- オ 地震防火対策として現在講ぜられている内容
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- キ 地震被害の調査方法及び技術的な被害額の算出方法並びに被害報告要領と連絡方法

2 学校教育における地震防災教育

(1) 学校関係者は、自主防災思想の涵養を図るため、地震の原因等についての科学的知識の普及並びに避難の方法、地震予知情報等の理解など、児童生徒の発達段階及び本町の地域実態に即して学校教育活動全体を通じて地震等防災教育の徹底を図る。

(2) 学校関係者は、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒の避難、誘導等防災上必要な計画と訓練を実施する。なお、訓練計画の樹立及び実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 地震指導

地震知識の指導は、学校における教育課程に位置づけて実施する。特に、特別活動を中心に避難訓練、消防訓練、野外活動等不測の事態に備えて、事前の指導に努める。

イ 震災訓練

- (ア) 訓練は学校行事等に位置づけて計画し、児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じて具体的かつ適切なものとする。
- (イ) 訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具用具等について安全点検を行い、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努める。
- (ウ) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに児童生徒の活動組織を確立し各自の任務の周知徹底を図る。
- (エ) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

3 住民に対する防災知識の徹底

防災については、住民個人が果たす役割は大きい。このため、次に掲げる事項の周知を図る。

- (1) 一般に住民の注意を喚起する必要がある事項
 - ア 住宅の家具の固定
 - イ 地震発生時の危険箇所の周知
 - ウ 避難場所・避難路の周知
 - エ 災害時の応急救護
 - オ 食糧、飲料水等生活必需品の備蓄
- (2) 過去の災害等の紹介
 - ア 町内又は隣接市町村等で過去に発生した地震災害と、被害等の実情及びその対策を紹介し、再び同じ被害を繰り返さないよう再認識させる。
 - イ 他市町村の地震記録を逐次発表し、住民の地震に対する判断の資料に供する。
- (3) 災害時における心得
 - 住民が知っておくべき心得及び注意事項を周知徹底させる。
- (4) 普及方法
 - 防災知識の普及は、関係機関及び団体の協力を得て実施する。
 - ア 広報紙、印刷物（洪水・土砂災害ハザードマップ、パンフレット、チラシ等）、ホームページによる普及
 - イ 講習会、講演会の開催

4 事業所における防災活動の促進

各事業所は、災害時の果たす役割（従業員や顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努める。

また、町は事業所の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行う。

5 要配慮者及び保護責任者等に対する防災知識の普及

在宅の要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者（以下「保護責任者」という。）が防災知識を持つとともに、災害時における民生委員やケアマネージャー等の地域の福祉関係者の相互協力の認識が必要である。このため、町は、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。

また、保護責任者や地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により啓蒙普及活動を行う。

6 住民の地震に対する心得

住民は、普段から地震に対する備えに心掛けるとともに、地震発生時には、被害を最小限に留めるよう次の事項を心掛ける。

- (1) 3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水の備蓄
- (2) 非常持出品の準備
- (3) 家具等の転倒防止対策の実施
- (4) 地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習
- (5) 災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め

7 積雪地域での対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大することを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。また、積雪期を想定した防災訓練においても、実施するよう努める。

第2節 防災訓練計画

【関係機関】 全課（◎総務課）

【基本方針】

町は、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

【実施内容】

町及び防災関係機関は、地震発生時の防災活動を迅速かつ円滑に実施するため、単独あるいは他の機関と協力して各種訓練を実施する。防災訓練は、図上訓練及び実施訓練の2種類とする。

1 図上訓練

地震災害応急対策について図上で行う。訓練実施項目は概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策に従事し、または協力する者等の動員及び配置
- (2) 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- (3) 緊急避難及びこれに伴う措置

2 実施訓練

(1) 防災訓練

防災訓練については、災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関の相互の協力体制の確立を図るため、防災関係機関（警察・消防等）と協力して実施し、自主防災組織をはじめとする町民の参加に重点を置くとともに、要配慮者への参加の働きかけも積極的に進め、地域特性を十分考慮する。

ア 実施時期：原則として、毎年1回、1地区を対象に適時実施する。

イ 実施区域：町内の田上地区、羽生田地区、川通り地区に分けて実施する。

ウ 訓練参加機関：町、防災関係機関、町民等

エ 主な訓練項目：情報伝達訓練、避難訓練、避難所運営訓練、災害対策本部設置訓練等

オ 訓練方法：各地域で実働型訓練

(2) 地域住民の自主防災組織による訓練

地震被害は、広範囲かつ瞬間的な建物の倒壊や火災の同時多発など、行政の対応能力を超えた災害が想定されるため、行政・住民・事業所が一体となった防災の推進を図り、事業所・地域の実情に合わせた防災訓練及び避難所運営訓練を実施する。

(3) 防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、町などが実施する防災訓練について積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常参集を含めた各種訓練の実施に努める。

(4) 無線通信訓練の実施

災害時における情報孤立対策や情報機器の操作習熟のため、防災関係機関相互の通信連絡訓練や町防災行政無線などによる情報伝達訓練を実施する。

(5) 学校における訓練

各学校で策定の「震災対策マニュアル」に基づき、学校での様々な場面をとらえた検証訓練を実施し、児童生徒及び教職員の震災時対応能力の向上に努めるとともに、災害時の避難所としての役割についても検討する。

(6) 社会福祉施設及びその他町管理施設における訓練

社会福祉施設では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の避難行動要支援者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討する。

(7) その他訓練

ア 避難訓練

イ 救助訓練

ウ 災害防衛活動従事者の動員訓練

エ 必要資材の応急手配訓練

3 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく個別避難計画などにより実践的な避難誘導訓練を行う。

4 複合災害を想定した訓練

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

第3節 自主防災組織育成計画

風水害対策編 第1章第3節「自主防災組織育成計画」を準用する。

第4節 防災まちづくり計画

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課

【基本方針】

大規模地震発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町をはじめ各防災関係機関は相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、住民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努める。

この場合、防災拠点となる公共施設などの倒壊等を踏まえ、個々の施設等について、耐震性、防火性の向上を図る。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地の既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って個々の施設整備に連携を持たせながら緊急性、重要性等にも配慮し計画的に行う。

【実施内容】

1 建築物の防災性能の向上

- (1) 建築物の不燃化の促進
- (2) 大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物の防火力の向上と避難対策の徹底

2 防火空間の整備拡大

- (1) 防災上有効な公園緑地の配備
- (2) 緑地の保全
- (3) 道路整備

道路は、震災時には避難、救援、消防活動など重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止する。このため防災にも配慮した道路整備に努める。

- (4) 緊急輸送ネットワークの形成

町は、国、県の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした緊急輸送ネットワークの形成を図る。

- (5) 避難路ネットワークの形成

震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路等を活用した避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

- (6) ライフラインの耐震性の確保

災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

第5節 地盤災害予防計画

【関係機関】◎地域整備課 総務課

【基本方針】

土地は人の生活、生産活動の基盤であり、土地利用にあたっては自然条件や土地の形質を十分に把握し、地盤災害の防止に留意して進めなければならない。

町における農用地、森林地から宅地利用への転換など、土地利用の変化は、地盤災害対策上からも極めて注目すべき事項である。

地震発生により、液状化・崖崩れ等種々の地盤災害が予想されるので、その予防に万全を期すことが必要である。

特に、地震災害の予防的見地から、造成地、軟弱地盤等を十分考慮のうえ、土地利用の適正な規制、指導を行う。さらに、土砂災害危険地域については、地震及びその後の降雨による二次災害のおそれがあることから、これらの地域を的確に把握する。

【実施内容】

1 土砂災害対策

(1) 土砂災害警戒区域等の周知徹底

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。

(2) 予防措置の指導

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者、占有者又は危険がおよびそうな施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう指導を行う。

また、新たな危険区域箇所を調査把握し、指定の要望を図る。

(3) 土砂災害防止事業の促進

個人財産は個人が守ることが原則であり、家の安全のための防災工事を施行することも本来個人の責任であるが、特別な条件を具備した場合は、国庫補助等により崩壊防止工事が実施されるので、関係団体と連携を密にし、緊急度の高いものから工事の促進を図る。

また、道路、河川等公共施設の保護のため、地すべり、治山、砂防対策工事などの促進を図る。

(4) 連絡体制、避難体制の整備

情報伝達、避難指示等は、自主防災組織、消防団等を通じて住民へ伝達する。

(5) 監視警戒体制の整備

町は県と連携し土砂災害危険地域において、防災関係機関と連絡をとりながら定期的なパトロール等を行う。

災害の発生が予想される場合は、防災関係機関との連絡を緊密にし、警戒要員を配置する。

(6) 応急対策用資機材の備蓄

町は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

(7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

町は、土砂災害の前兆現象が確認された場合は、速やかにこれらの情報を、

自治会長、自主防災組織、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設へ連絡するとともに、防災行政無線等により情報の周知を図る。

イ 要配慮者利用施設の名称、所在地及び情報伝達先の確認

資料編2-⑦に記載する。また、町は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

ウ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の警戒避難体制

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に対し警戒避難体制を整備し、避難訓練等の実施に努めるよう指導・周知を図る。

エ 土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難に関する事項、その他の土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布すること等により、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

2 軟弱地盤等液状化対策の推進

町は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

3 住宅等の安全立地

(1) 安全立地のための指導

町は、住宅等に係る確認申請の際に、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該当するか確認し、該当するときは必要な対策を講じるよう関係者を指導する。

宅地開発を行う者は、災害危険区域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は開発計画に含めない。

(2) 住宅の移転促進

町は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域、土砂災害警戒区域内若しくはがけ地に近接する住宅の移転を促進する。

4 二次災害の予防

(1) 危険箇所の応急対策

町は、地すべりの徴候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築する又は避難指示等を実施するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策工事を実施する。

(2) 二次的な土砂災害への対策

危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、町は地震発生後の監視を強める。

第6節 建築物等災害予防計画

【関係機関】 全課（◎総務課）

【基本方針】

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、町民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。

また地震発生後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

【実施内容】

1 防災上重要な建築物規定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。町は、これらの活動を円滑に進めるために、次の町有建築物を「防災上重要な建築物」として、各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努める。

- (1) 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町庁舎
- (2) 震災時に緊急の救護所、避難場所となる学校及びその他の施設

2 防災上重要な建築物等の防災対策の実施

- (1) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、2次部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じる。

- (2) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 飲料水の基本水量の確保
- イ 非常用電源の基本能力の確保
- ウ 配管設備類の耐震性強化
- エ 防災設備の充実

- (3) 耐震性の高い施設整備

町は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画標準（平成25年）」を参考に耐震性に配慮した施設づくりを行う。

- (4) 施設の維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- ア 法令に基づく点検等の台帳
- イ 建設時の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引き

3 一般建築物の災害予防

町は、災害に対する建築物等の安全性向上のため、建築関係団体等の協力を得て、次の対策を計画的に講じる。

- (1) 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導する。
- (2) 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所、避難所並びに通学路を中心に町内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。
- (3) 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

4 要配慮者に対する配慮

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

5 積雪地域での対応

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

6 老朽化した建築物の長寿命化計画

町が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成、実施等により、その適切な維持管理に努める。

7 文化財の安全確保

指定文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、展示施設や保存・保管施設に展示・収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震度の確認を行い、必要に応じて補強する。

第7節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

【関係機関】◎地域整備課 総務課

【基本方針】

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

そのため、災害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集し道路機能を確保する体制を整備する。

【実施内容】

1 道路・橋梁・トンネル等の耐震性の強化

(1) 幹線道路対策

国道及び県道等の幹線道路については、それぞれが所管する道路について耐震性を強化した道路整備を推進する。

(2) 町道対策

地域の生活道路であるとともに、国、県道等の幹線道路を補完するものであるが、重要経路を最優先として、国・県道に準じた耐震、対災害防止点検調査を実施する。

(3) 農道及び林道対策

農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されているが、地震や豪雨による被害が予想されるため、法面崩壊、土砂崩壊、落石等の防止に努める。

(4) 橋梁対策

平成8年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は、点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損害を補修し、耐震性を確保する。

(5) トンネル対策

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに、被災時の損害等深刻な交通障害を防止するため、安全点検を行い必要な補強や修繕を施す。

(6) 道路附帯施設対策

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

ア 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

イ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

(7) 応急復旧のための事業措置

町内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、建設団体との災害応援に関する協定づくりを推進する一方、災害応援に関する協定に基づく隣接市町村との連携強化等広域的な応援体制の確立に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

2 緊急輸送ネットワークの確立

(1) 緊急輸送ネットワークの整備方針

町及び県は、地震災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（国・県・町庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル等）、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの確立を図る。

このため、緊急輸送が円滑に実施されるよう密接な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立する。

(2) 緊急輸送道路の指定

町は、被災地域内外における防災活動拠点施設、輸送施設、輸送拠点施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ次の道路をもってネットワークとして構成する。

ア 高速自動車、国道を基幹に、これとアクセスする主要国道を主体とし、防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点、防災備蓄拠点を縦横に結ぶ国道・県道・町道で構成される道路網

イ 隣接県との接続道路

ウ 医療機関、避難場所等公共施設とアの道路を結ぶ道路

3 緊急輸送車両の確保

(1) 出動要請計画の作成

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、町及び事業者所有の賃貸車両の把握とリスト化を図り、出動要請計画を作成する。

(2) 救援物資集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のために、あらかじめ救援物資集結場所を設定する。

4 臨時ヘリポートの選定

(1) 臨時離発着場の確保・指定

空路における緊急輸送を確保するため、町災害対策用ヘリコプター臨時離発着場をヘリポート適地として指定する。

(2) 指定地周辺の環境整備

臨時ヘリポートと避難場所や救援物資の集結場所、医療機関とのルートの確保や通信機器の配備等に努める。

第8節 鉄道事業者の地震対策

風水害対策編 第1章第7節「鉄道事業者の風水害対策」を準用する。

第9節 治山・砂防施設の地震対策

【関係機関】 ◎地域整備課 産業振興課

【基本方針】

治山・砂防関連の地震対策は県が行なう。県は、治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進する。

【実施内容】

1 耐震設計の適用

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計・施工する。

2 耐震性の強化

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

3 施設の維持・修繕

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

4 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化

町は、老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第10節 河川施設の地震対策

【関係機関】 ◎地域整備課 総務課

【基本方針】

町は、普通河川に対し、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。

その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

また、要配慮者に対し、情報提供できるよう体制及び施設の整備を図る。

【実施内容】

1 河川管理施設等の災害予防（普通河川）

(1) 施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理

ア 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

イ 橋梁、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

ウ 施設の機能低下をきたしている箇所については、堤防のかさ上げ等の応急対策のほか、恒久対策として、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、改修を計画的に推進する必要がある。

エ 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 排水機場等における管理体制整備（普通河川）

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

また、その機能が保持できるよう改築及び整備を推進する。

3 防災体制等の整備（普通河川）

ア 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

イ 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決める。

4 地震による河川災害に関する情報の収集方法及び伝達方法

風水害対策編 第2章第5節「気象情報等伝達計画」を準用する。

5 警戒及び避難体制の確立

風水害対策編 第1章第8節「土砂災害予防計画」を準用する。

第11節 農地・農業用施設等の地震対策

【関係機関】 ◎産業振興課

【基本方針】

町は県、土地改良区及び農業協同組合と協力し、農地・農業用施設等の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置に努める。

【実施内容】

1 農地・農業用施設等の整備

(1) 各施設の共通的な災害予防対策

ア 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

ウ 震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

エ 基幹農道、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(2) 農道施設の整備

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針（耐震設計）」により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

(3) 用排水施設の整備

新潟地震以後の主要な樋門・樋管・揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、その向上を図る。

2 土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、町から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

3 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

4 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、農地・農業用施設等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに適切な避難誘導を実施する。

5 被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

6 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

第12節 防災通信施設の整備と地震対策

風水害対策編 第1章第11節「防災通信施設の整備と風水害対策」を準用する。

第13節 放送事業者の地震対策

風水害対策編 第1章第12節「放送事業者の風水害対策」を準用する。

第14節 電気通信事業者の地震対策

風水害対策編 第1章第13節「電気通信事業者の風水害対策」を準用する。

第15節 電力供給事業者の地震対策

風水害対策編 第1章第14節「電力供給事業者の風水害対策」を準用する。

第16節 ガス事業者等の地震対策

【関係機関】 ◎北陸ガス 総務課

【基本方針】

一般家庭等におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し震災時にとるべき初期行動について啓発活動を促進する。

また、その他の対策については県地域防災計画（震災対策編）・第2章・第19節「ガス事業者等の地震対策」（別紙）に準ずる。

【実施内容】

1 ガスボンベの転倒防止対策

販売店等は、鎖がけ等の方法によりボンベの転倒防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

2 安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメータ（マイコンメータS）又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努める。

3 消費者に対する周知啓発活動

地震発生時には、LPガス消費者自らガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが二次災害を防止するうえで最善の方策であることから、販売店等は震災時に消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

別紙 県地域防災計画（震災対策編）・第2章・第19節「ガス事業者等の地震対策」

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 都市ガス事業者、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は次の対策を行う。

(ア) 都市ガス供給設備及びLPガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。

(イ) 消費者に対して地震発生時の安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「LPガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 住民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。

エ 県は、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 町は、次の対策を行う。

(ア) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を確保する。

(イ) 地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪地域での対応

住民は、ガスメーター・配管及びLPガス容器周辺の除雪に努める。また、ガス事業者は、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 地震による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ア) ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。

(イ) 消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

(ア) 消費者に対して地震発生時取るべき安全措置をあらかじめ周知する。

(イ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。

(ウ) LPガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。

(エ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

(2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を、県及び町へ連絡する体制を整備する。

(3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

(4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対し

てガスメーター及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。

- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 住民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
- (2) 地震発生時にとるべき安全措置の重要性及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 県の役割

LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。

- (1) LPガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上
- (2) 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- (3) 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- (4) 一般家庭・事業所における地震発生時にとるべき安全措置等の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器についての普及・啓発

5 町の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、地震発生時にとるべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置など災害時に作動する安全機器等について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置について普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに指定避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

6 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会
- ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
- イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
- ウ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。
- (2) (一社)新潟県LPガス協会

- ア 研修会・講習会を開催することにより、L P ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
- イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
- ウ ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのL P ガス緊急供給体制を整備する。
- エ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第17節 上水道事業者の地震対策

【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、大規模な地震の発生に伴う水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

【実施内容】

1 供給施設の耐震性の強化

(1) 施設の耐震化

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設に努める。

ウ 浄水、送水及び配水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図る。

(イ) 送、配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備に努める。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備に努める。また老朽管については耐震管への取り替えを促進する。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

オ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

(2) 体制面の耐震化

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強する。

イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

(3) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 応急給水体制と防災用資機材の整備

災害発生時における水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害応急対策計画に基づき応急給水活動を実施する。応急給水方法は、避難場所、医療機関、水道水源及び配水場での拠点給水を原則とし、供給される飲料水は水道水を原則とする。

- (1) 給水車、ポリタンクによる応急供給の整備
- (2) 応急給水活動時における運搬、資機材、給水場所の確保
- (3) 通信手段（無線機等）の確保
- (4) 応急給水時における住民への広報体制の確立
- (5) 住民の意向や給水に関する情報の収集
- (6) 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を把握し、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

耐震化の目標	具体例
①応急復旧期間	地震発生後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 <ul style="list-style-type: none"> ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ／日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ／日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

3 防災非常時の体制の確立

- (1) 職員、水道工事業者及び防災関係機関等の初動体制、命令系統を平素から確立し、非常通信連絡方法の調査及び訓練を行う。
- (2) 飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、他市町村、又は県へ応援を要請し、積極的な協力を求める。

4 防災広報活動

町は災害時の活動を円滑に進めるため、住民に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

- (1) 住民に対する広報、啓発活動
 住民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低限度3日分、一人一日3ℓ程度を目安）、衛生対策等の留意事項について広報誌等により広報し、防災意識の啓発に努める。
- (2) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

第18節 下水道等事業者等の地震対策

【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、地震災害時における公共下水道及び農業集落排水施設の機能を保持できるよう、施設の補強、整備に努めるとともに、設計については地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努める。

また、下水道等施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧資機材の確保及び復旧体制の確立を図る。

【実施内容】

1 処理施設の整備

(1) 耐震診断及び耐震補強工事

町は、地震発生時の下水道等施設の被害を低減又は防止するため、施設の耐震性を把握し、弱点箇所について年次計画を立て、耐震性診断及び対策工法の検討を行うとともに、必要に応じて耐震補強工事を行い、想定される地震により機能を損なう程の破損にいたらないよう耐震化を図る。

(2) 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継ぎ手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

(3) 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないように支持及び固定し耐震対策を推進する。

(4) 電気設備は、管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を図る。

2 管路施設の整備

(1) 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や軌道横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継ぎ手を設置し免震構造化を図る。

さらに、特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

(2) マンホール及び取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに可とう性伸縮取付管の設置を推進する。

3 応急体制づくり

(1) 台帳の整備

下水道等台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、資料の収納及びデータ管理を行

う施設について、耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して資料の安全性の確保を図る。

(2) 応急対策マニュアル等の作成

電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。また、応急復旧等のマニュアル、手順書を策定するとともに従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

(3) 防災訓練

震災時の対応が円滑かつ適確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用資機材の運転及び取扱方法等について、定期的に防災訓練を実施する。

(4) 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実にを行うために、連絡体制を確立する。

(5) 災害対策用資材の確保

地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、下水道関連業者等と協力し、災害対策用資材等の緊急調達についてあらかじめ定めておく。

(6) スtockマネジメント計画の作成・実施

下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、Stockマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(7) 要配慮者に対する配慮

町は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、簡易トイレ等の提供について配慮するように努める。

4 復旧体制の確立

被災時には、関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、以下の緊急体制の整備を確立する。

- (1) 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- (2) 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- (3) 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

なお、下水道等施設復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

5 防災広報活動

町は、災害時の活動を円滑に進めるため、住民等に対し、平常時から防災体制等

について広報し、防災意識の啓発に努める。

6 関係機関の役割

(公社) 日本下水道管路管理業協会

- (1) 県・町からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- (2) 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・町と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- (3) 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

第19節 危険物等施設の地震対策

風水害対策編 第1章第18節「危険物等施設の風水害対策」を準用する。

第20節 地震火災予防計画

【関係機関】 ◎総務課 加茂地域消防本部

【基本方針】

地震被害の軽減を図るには、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、そのため自分達の地域から火災を出さないよう初期消火体制を整えることが必要である。

また、地震時の出火防止措置を強化するため、町広報、各種印刷物、チラシ等により防火意識の普及啓発を図り、消防本部と協力し、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

【実施内容】

1 初期消火体制の強化

(1) 消火器等の普及

震災時に同時多発が予想される火災に対して、被害を最小限に抑えるために消火用器具、可搬式小型動力ポンプ（消火用水を含む）の設置の普及を図る。

(2) 自主防災体制の強化

各地区の自主防災組織や事業所等の自主防災体制の強化のため、防災訓練をはじめとする地域の防災訓練に積極的参加を呼びかけ、出火防止や初期消火等に対する知識や技術の普及を図る。

2 出火防止知識の普及

地震時の出火防止措置を強化するため、広報や各種印刷物、チラシ等により以下のような内容を含む防火意識の普及を図る。

- (1) 台所のガス台付近、ストーブや風呂釜のまわり等、火元となる場所に燃えやすいものを置かない。
- (2) 普段からたとえ小さな地震であってもすぐ火を消し、電源を切る習慣の徹底を図る。また耐震自動消火装置付火気器具の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- (3) 消火器は一定の所に置き、すぐ取り出せるように、古くなった消火器は使いものにならない場合もあるので定期的に点検をする。
- (4) ガス台等火を使う場所周辺は不燃化が指導されているが、古い建物まで徹底されていないので、積極的に不燃材料による不燃化の徹底を推進する。
- (5) 浴槽や洗濯機等に水を貯めておく等、日頃から防火、消火に対する心掛けと準備をする。
- (6) 灯油、ベンジン、アルコール等、家庭内の危険物の安全管理の徹底をする。
- (7) カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- (8) 家具類の転倒、落下防止措置に努める。

3 防火対象物の防災体制の確立

消防法に規定する防火対象物については防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物に対する防火体制の確立を図る。

4 予防査察の強化指導

消防法に規定する予防査察を強化し、常に防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険排除に努め予防対策の万全な指導を行う。

5 危険物等の保安確保の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

6 火災の拡大防止体制の強化

(1) 消防体制の強化

ア 災害時における体制

町及び消防本部は、災害時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準と参集方法を定めておく。

イ 消防力の整備の充実

町は、消防団員及び消防車両等の消防力の基準に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

町は、同時多発火災への対応強化と初期消火活動の充実に努めるため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備える。

(ア) 河川、池の利用

(イ) 農業用水、プール

(ウ) 消火栓、防火水槽

町は、上記の消防水利の位置について明記した地図（水利マップ）を整備保管し、迅速な消防活動に努める。

(3) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(4) 避難誘導體制の整備

町は、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に

備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

7 臨時ヘリポートの整備

災害時にはヘリコプターによる迅速かつ正確な活動が求められることから、第一義的に被災者の救助を実施する町は、場外離着陸場の整備等に努める。

ア 設置場所は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所であること。

イ 救急自動車及安全に進入できる道路を設けること。

第21節 廃棄物処理体制の整備

風水害対策編 第1章第24節「廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第22節 救急・救助体制の整備

風水害対策編 第1章第25節「救急・救助体制の整備」を準用する。

第23節 医療救護体制の整備

風水害対策編 第1章第26節「医療救護体制の整備」を準用する。

第24節 避難体制の整備

風水害対策編 第1章第27節「避難体制の整備」を準用する。

第25節 要配慮者の安全確保計画

風水害対策編 第1章第28節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第26節 食料・生活必需品等の確保計画

風水害対策編 第1章第29節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

第27節 文教施設の地震防災対策

【関係機関】 ◎教育委員会

【基本方針】

大規模な地震が発生した場合、学校をはじめとする文教施設は甚大な被害を受けることが予想されるが、児童・生徒、園児等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、また学校以外の文教施設職員、施設管理者及び利用者の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るため、日頃町や学校が実施しておくべき事項を定める。

また、地域における防災機能の強化を図るため、町は、地域防災計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努める。

校長・幼稚園長等（以下「校長等」という。）は、学校防災計画の作成や地震に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第25節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する児童生徒等の安全にも十分配慮する。

【実施内容】

1 文教施設の耐震機能強化

文教施設については、その安全性の向上のため必要な耐震性能の確保を推進する。

2 学校防災計画の作成

校長等は、地震発生に備え、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

区 分	主 な 項 目
予 防 対 策	(1)学校防災組織の編成 (2)施設・設備等の点検・整備 (3)防災用具等の整備 (4)防災教育の実施 (5)教職員の緊急出動体制の整備 (6)家庭との連絡体制の整備 など
応 急 対 策	(1)地震発生直後の児童生徒等の安全確保 (2)避難誘導 (3)児童生徒等の安否確認 (4)被災状況等の把握と報告 (5)下校又は保護継続 (6)避難所開設・運営協力 (7)教育活動の再開 (8)児童生徒等のこころのケア など

3 防災委員会の設置

校長等は、学校防災計画の作成や見直しについて検討し、また防災計画に定められた事項等について教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

4 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等に当たって次の点に留意する。

(1) 学校防災組織の編成

地震発生時に対応する教職員の役割分担を明確に定めておく。特に、担当教職

員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(2) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒等の避難経路上の施設・設備等の点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努め、防火扉等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、雪囲い用の資材が倒れることのないようにするとともに、積雪時は除雪を十分に行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、複数の避難路を想定しておく。

(3) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

ア 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等災害時に必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

イ 児童生徒等や教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにする。

(4) 教職員の緊急出動体制

校長等は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(5) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、児童生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

5 教職員、児童生徒等に対する防災教育

(1) 教職員に対する防災教育

校長等は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

(2) 児童生徒等に対する防災教育

校長等は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

ア 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

イ 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。なお、防災教育の実施に当たっては、児童生徒等の発達段階に応じて、副読本、映像等、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

6 防災訓練の実施

校長等は、学校防災計画等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

- (1) 形式的な内容に終わることなく、地震発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。
- (2) 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場면을想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、児童生徒等に周知しておく。
- (3) 中学校にあっては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。(なお、小学生以下については、年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。)

7 学校設置者の役割

(1) 施設の耐震化の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

町教育委員会は、地域防災計画の定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、学校と事前に協議を行い、当該防災施設について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

イ 設備整備

- (ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備
- (イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

- (ア) 携帯電話を利用した連絡網の作成
- (イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
- (ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

8 学校以外の文教施設における予防対策

学校以外の文教施設は、不特定多数の者が利用する施設であり、組織的な統制、避難・誘導は困難である。したがって、施設管理者は、これらの事情を考慮して、防災設備の整備・充実に努める。

また、非常時の措置については訓練を実施し、職員に周知する。なお、予防対策の主な留意点は次のとおりである。

- (1) あらかじめ職員の役割分担を定めておき、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にする。
- (2) 施設、設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に保安状況を把握する。
また、地震の場合は、火災の発生やガラスの飛散等が予定されるので常にその予防対策を行う。
- (3) 老朽化した施設については、耐震補強又は改築に努める。
- (4) 不特定多数が利用する施設であるため、避難経路の表示や避難場所が容易にわかるようにする。

第28節 文化財の地震防災対策

【関係機関】 ◎教育委員会

【基本方針】

大規模な地震が発生した場合、文化財は甚大な被害を受けることが予想されるが、文化財所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

町は、地震に対する災害予防措置のため、適宜文化財調査を行い、その実態把握に努めるとともに、県の文化財への対応を踏まえて、所有者等に対して地震災害に対する指導・助言を行う。

【実施内容】

1 文化財における予防対策

(1) 施設・文化財への対策

ア 所有者等は、常に文化財の日常管理に心がけるとともに、地震災害時に備えた防災対策を講じ、体制を確立する。

イ 所有者等は、地震発生時に対応する自主防災組織を編成するとともに、あらかじめ、職員の役割分担を定める。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にする。

ウ 所有者等は、施設・設備等について定期的に安全点検を実施するなど常に保安状況を把握する。また地震による火災の発生やガラスの飛散等が予想されるので常にその予防対策を行う。

エ 所有者等は、老朽化した施設について耐震補強又は改築に努める。

オ 所有者等は、避難訓練を定期的実施し、災害時に安全かつ迅速に行動ができるようにする。なお、あらかじめ、立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、避難場所が容易にわかるようにする。

(2) 指定文化財への対策

ア 国・県指定等文化財

町は、町内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や地震災害時の対応等を所有者等と事前に調整・確認する。

イ 町指定等文化財

町は、文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(3) 未指定文化財への対策

町は、文化財の所在情報を得ながら、所有者等に対して、日常の保存・管理方法や地震災害時の対応についての支援や助言を行う。

2 文化財の種別ごとの対策

(1) 建造物

所有者等は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。町はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2) 美術工芸品、有形文化財

所有者等は、県及び町の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限に抑える工夫を行う。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

所有者等は、定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前に措置を講じる。町はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

第29節 ボランティア受入れ体制の整備

風水害対策編 第1章第32節「ボランティア受入れ体制の整備」を準用する。

第30節 積雪期の災害予防計画

【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比し、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

【実施内容】

1 除排雪体制・施設整備等の推進

(1) 道路の除排雪体制の強化

町道等各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を推進する。

(2) 克雪住宅の普及等

町は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

(3) 要配慮者世帯に対する助成等

町は、自力での屋根雪処理が不可能な要配慮者世帯の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

(4) 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、融雪施設等の除排雪施設の整備を図る。

(5) 積雪寒冷地に適した道路整備

町は、冬期交通確保のため、堆積スペースを備えた広幅員道路の整備に努める。

2 緊急活動体制の整備

(1) 冬期緊急道路確保路線網図の策定

町道等の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を策定する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、消防団との無線機等による通信手段の確保に努める。

また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 避難所体制の整備

町は、積雪寒冷地の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品等の整備に努める。

(4) 積雪期用資機材の備蓄

積雪期においては、特に、被災者、避難者の収容施設に対する暖房等の需要の増大が予想される。町は電源を要しない暖房器具、燃料の他、積雪期を想定した資機材の備蓄に努める。

第31節 行政機関の事業継続

風水害対策編 第1章第34節「行政機関の事業継続」を準用する。

第 2 章 災害応急対策

第 1 節 災害対策本部の組織・運営計画

風水害対策編 第2章第1節 「災害対策本部の組織・運営計画」を準用する。

第2節 職員の地震配備体制

【関係機関】 ◎総務課 全課

【基本方針】

予期せず発生する地震災害では、初動段階での対応がその後の応急対策を左右することとなるため、災害時職員初動マニュアル等を基に初動体制を確立し、速やかに必要な応急対策を行う。また、町及び防災関係機関は、情報の伝達及び職員召集体制等を次のとおり定める。

【実施内容】

1 地震発生時における配備体制

町及び町周辺に地震が発生した場合、災害応急対策が必要となる各所属にあっては、迅速に職員を配備するものとする。

なお、震度4以上の地震が発生した時の職員の配備体制は次の基準による。

《地震発生時の配備体制》

本部	配備区分	配備基準	配備内容
設置前	地震第1次配備 (警戒体制)	町内に震度4程度の地震が発生した場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準として職員の少人数を配備し、情報収集又は連絡活動を行い、状況によっては高度の配備に移行できる体制をとる。
	地震第2次配備 (本部設置準備体制)	町内に震度5弱以上の地震が発生した場合	災害対策本部設置後に編成される体制を基準とし、情報収集、連絡活動、震災応急措置を講ずるとともに、状況によっては対策本部設置準備を行う。
設置後	地震第3次配備 (本部設置)	町内に震度5強以上の地震が発生した場合	災害対策本部長は、職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制をとる。

(注) 震度とは、気象庁震度階級によるものをさす。

2 職員の非常登庁及び非常連絡員の設置

(1) 職員の非常登庁

ア 地震に関する情報の発表により自動的に震災体制が指令される場合は、積極的に定められた配備につかなければならない。

イ 職員は、勤務時間外及び休日等においてテレビ・ラジオ等により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあることを知覚したときは、「職員登庁基準」により自主的に参集する。

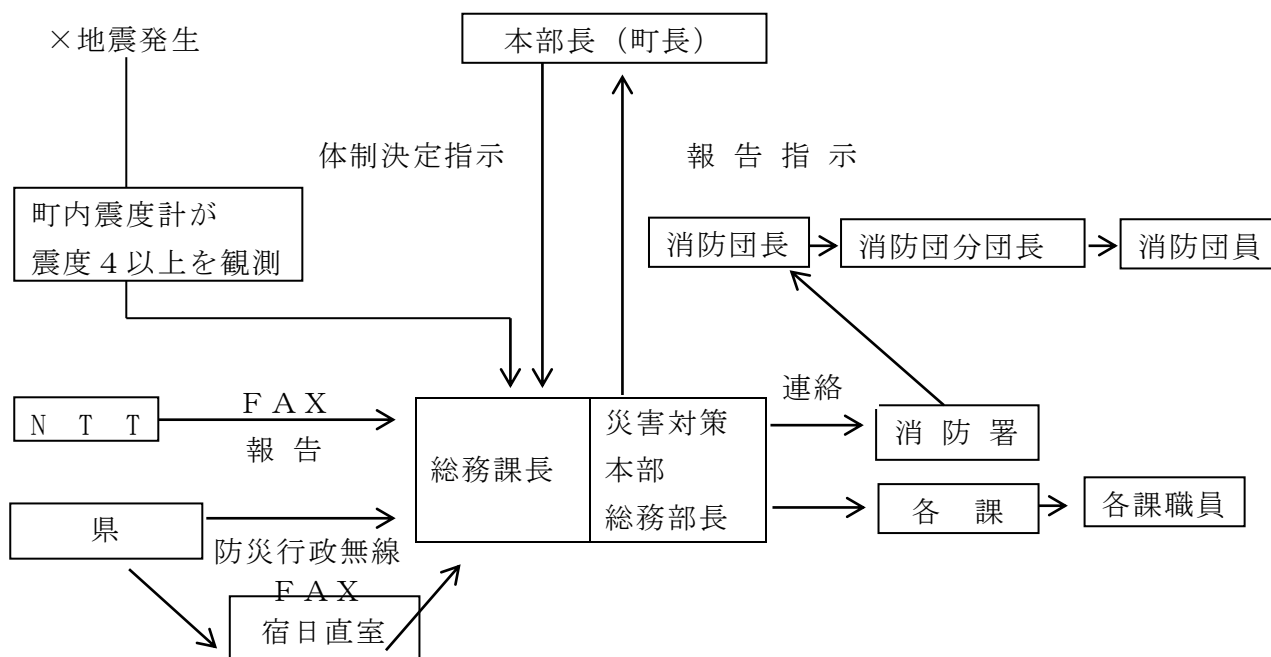
ウ 道路等の損壊により、定められた災害応急対策活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。

(ア) 通信連絡により所属長または本部の指令を受ける。

- (1) 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの町施設、避難場所に参集する。
- (2) 非常連絡員
- ア 非常連絡員の設置
勤務時間外における各部（災害対策本部上の部）の配備要員の召集を円滑に行うため、各部に非常連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。連絡員は、原則として課長補佐とする。
- イ 連絡員の職務
連絡員の職務は、配備の状況を所定の職員に伝達することとし、その職、氏名、住所及び連絡方法（電話等）をあらかじめ総務課長に届け出る。

3 配備伝達

- (1) 勤務時間内の伝達
総務課は、庁内放送、電話により気象予報警報等の種類あるいは地震の情報及び配備の種別を伝達する。
- (2) 勤務時間外の伝達
- ア 勤務時間外において、町役場宿日直員は、配備に該当する警報、その他災害に関する県からの緊急情報を受けたら総務課長へ連絡する。
- イ 報告を受けた総務課長は、直ちに各課長と協議検討し、必要があるときは、町長に報告する。
- ウ 配備決定の指示を受けた総務課長は、直ちに各課長に連絡する。
- エ 連絡を受けた各課長は、直ちに所属の非常連絡員に連絡し、配備要員の召集に関し必要な指示を与え、速やかに震災体制を整える。
- オ 指示を受けた非常連絡員は、直ちに所属の配備要員に連絡する。
- カ 連絡を受けた配備要員は、直ちに登庁し、所要の配備体制につく。
- キ 各課長は、配備要員を召集したときは、その状況を速やかに総務課長に報告しなければならない。



夜間・休日等の勤務時間外における職員登庁基準

地震発生時の場合

規 模	体 制	職 員 登 庁 基 準
震度 4	地震第 1 次 配 備 体 制	1 総務課・地域整備課 全員 2 所管施設等被害状況調査が必要な課（局） 課(局)長、施設確認配備要員 （産業振興課・保健福祉課・教育委員会事務局） 3 その他の課(局) 課(局)長 4 その他の職員は自宅待機とする
震度 5 弱	地震第 2 次 配 備 体 制	全 員
震度 5 強 以上	地震第 3 次 配 備 体 制	全 員

第3節 防災関係機関の相互協力体制

風水害対策編 第2章第3節 「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

第4節 災害時の通信確保

風水害対策編 第2章第7節 「災害時の通信確保」を準用する。

第5節 被災状況等収集伝達計画

風水害対策編 第2章第8節 「被災状況等収集伝達計画」を準用する。

第6節 広報計画

風水害対策編 第2章9節 「広報計画」を準用する。

第7節 住民等避難計画

風水害対策編 第2章第10節 「住民等避難計画」を準用する。

第8節 避難所運営計画

風水害対策編 第2章第11節 「避難所運営計画」を準用する。

第9節 避難所外避難者の支援計画

風水害対策編 第2章第12節 「避難所外避難者の支援計画」を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

風水害対策編 第2章第13節 「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

第11節 輸送計画

風水害対策編 第2章第14節 「輸送計画」を準用する。

第12節 警備・保安及び交通規制計画

風水害対策編 第2章15節 「警備・保安及び交通規制計画」を準用する。

第13節 消火活動計画

風水害対策編 第2章第16節 「消火活動計画」を準用する。

第14節 救急・救助活動計画

風水害対策編 第2章第18節 「救急・救助活動計画」を準用する。

第15節 医療救護活動計画

風水害対策編 第2章第19節 「医療救護活動計画」を準用する。

第16節 防疫及び保健衛生計画

風水害対策編 第2章第20節 「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

第17節 心のケア対策計画

風水害対策編 第2章第21節 「心のケア対策計画」を準用する。

第18節 児童生徒等に対する心のケア対策計画

風水害対策編 第2章第22節 「児童生徒等に対する心のケア対策計画」を準用する。

第19節 廃棄物の処理計画

風水害対策編 第2章第23節 「廃棄物の処理計画」を準用する。

第20節 トイレ対策計画

風水害対策編 第2章第24節 「トイレ対策計画」を準用する。

第21節 入浴対策計画

風水害対策編 第2章第25節 「入浴対策計画」を準用する。

第22節 食料・生活必需品等供給計画

風水害対策編 第2章第26節 「食料・生活必需品等供給計画」を準用する。

第23節 要配慮者の応急対策

風水害対策編 第2章第27節 「要配慮者の応急対策」を準用する。

第24節 建物の応急危険度判定計画

【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

町は、県と協力し、地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、危険度判定の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。また、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

町は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「協議会」という）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。この時、自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後 1日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3日	県外判定士による判定活動の開始
〃 10日	判定活動の終了
〃 10日～	判定結果に対する相談業務への移行

【実施内容】

1 情報の収集

- (1) 判定士より建築物等の被害状況の連絡を受ける。
- (2) 建築物等の被害状況を調査、情報収集のうえ把握する。
- (3) 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。

2 判定体制の構築

- (1) 実施本部、判定拠点を設置する。
- (2) 判定コーディネーターを配置する。
- (3) 県に支援要請を行う。

3 判定計画の作成

- (1) 判定実施の要否を決定する。
- (2) 判定実施計画を作成する。
- (3) 地元判定士を参集する。
- (4) 住民への周知及び広報を行う。

4 判定士による判定活動の実施

- (1) 県内判定士による判定活動の実施（地震後1日より）
- (2) 県外判定士を含む判定活動の実施（地震後3日より）

(3) 町の役割

- ア 判定士の受入れを行う。
- イ 判定資機材の準備と判定士に供給する。
- ウ 判定士を実施地区に誘導する。
- エ 判定結果を県に報告する。

(4) 県の役割

- ア 応援判定士を実施本部に派遣する。
- イ 判定資機材を実施本部に提供する。
- ウ 判定結果のとりまとめを行う。
- エ 民間判定士補償制度の手続を行う。

第25節 宅地等の応急危険度判定計画

【関係機関】 ◎地域整備課

【基本方針】

町は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県に要請する。

危険度判定は被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の協力のもとに実施する。

町は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等必要な措置を講じる。

【実施内容】

1 実施の決定

- (1) 町は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね 24 時間以内に決定する。
- (2) 県は、被災の規模等により町が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね 24 時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

2 対象区域及び宅地の決定

町は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね 72 時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3 実施体制の調整

- (1) 町は、危険度判定の実施に際し、概ね 72 時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。
- (2) 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県に要請する。県は、町から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね 72 時間以内に支援措置を講じる。また、被災の規模等により必要があると認めるときは、県から国土交通省又は他の都道府県等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

4 危険度判定の実施

- (1) 町は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- (2) 二次災害を防止し、又は軽減するため、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等必要な措置を講じる。
- (3) 危険度判定制度を広報紙等で周知する。

第26節 文教施設の応急対策

【関係機関】 ◎教育委員会

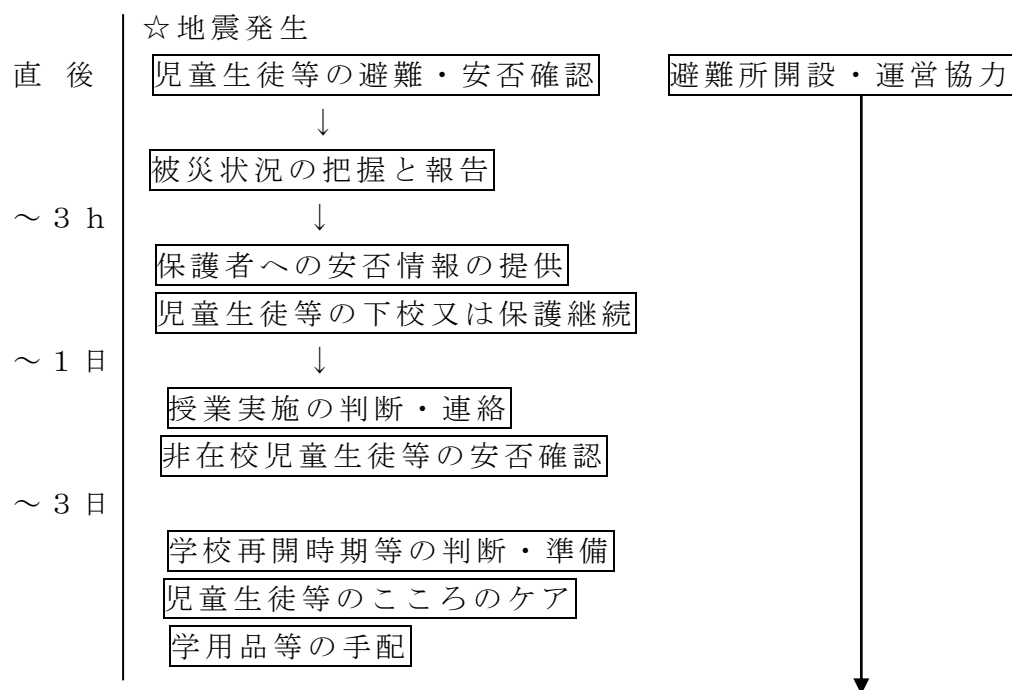
【基本方針】

地震災害時において、学校における児童・生徒、園児等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、また学校以外の文教施設職員、施設管理者及び利用者の安全を確保し、震災後の児童生徒等のこころのケアを行うとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

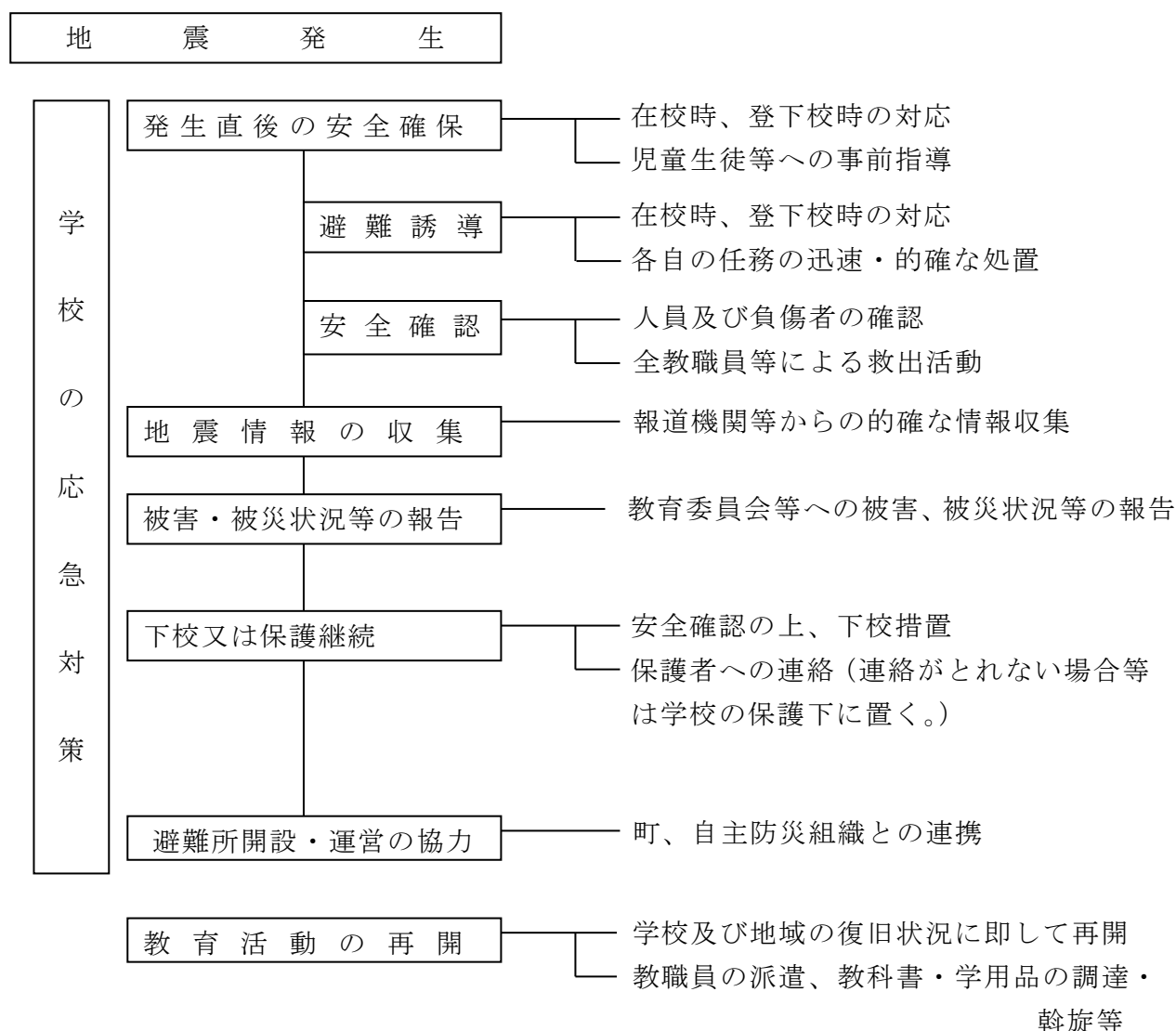
また、できるだけ速やかに施設における被害状況を確認し、町に連絡を行うものとする。

なお、地震災害時において学校施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

《学校における業務体系》



＜学校における災害応急対策フロー図＞



【実施内容】

1 学校における業務の内容

(1) 児童生徒等の安全確保のための措置

ア 児童生徒等の避難・安否確認

(ア) 児童生徒等が在校している場合

a 児童生徒等の掌握・避難

直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）

b 避難児童生徒等の安全確保等

児童生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 児童生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している児童生徒等及び学校に避難してきた児童生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難児童生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 児童生徒等の安否確認

避難した児童生徒等から状況を聞き取り、遭難した児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場への教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない児童生徒等については、保護者と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 児童生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、児童生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところにより、児童生徒等の避難の状況、児童生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

学校は、震度4以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず報告を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下において可能な方法で保護者に安否情報を提供するとともに、ホームページ等により被害状況を公開するよう努める。

エ 児童生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させなければならない。

なお、幼稚園・小学校については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない児童生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない児童生徒等は、保護者が引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、児童生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で児童生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ 非在校児童生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった児童生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 児童生徒等のこころのケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して児童生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。

学校再開後においても、町教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、児童生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、町教育委員会に報告する。

(3) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、町から指示又は依頼があったとき若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員等の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長 施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。

(イ) 教頭 校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連携調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭 校長等の指揮の下で、学校の避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等 調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等 町との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難場所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室等への入室は基本的に禁止する。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるように配慮する。

(エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、町に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

2 教育活動の再開

校長等は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、児童生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否か判断する。決定した内容は、あらかじめ定めた連絡手段で児童生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに町教育委員会に報告する。校舎の被害が甚大の場合には、学年合同授業、2部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。

また教育長は、速やかな教育活動の再開に向けて、教職員の派遣、教科書・学用品の調達・あっ旋等に努める。

3 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、地域防災計画の定めるところにより、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努めるものとする。

主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 地震発生直後は、施設利用者等の入館者又は利用者等の人命救助を第一として、避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。
- (2) 施設利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、全職員により救助作業及び負傷者の手当等必要な措置を講じる。
- (3) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、関係機関と連絡を取り最新の情報把握に努める。
- (4) 速やかに被害状況を調査し、直ちに町教育委員会等へ報告する。
- (5) 施設が避難所となった場合は、町及び自主防災組織等と連携して、避難所開設・運営に積極的に協力する。

第27節 文化財応急対策

風水害対策編 第2章第29節 「文化財応急対策」を準用する。

第28節 障害物の処理計画

風水害対策編 第2章第30節 「障害物の処理計画」を準用する。

第29節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画

風水害対策編 第2章第31節 「遺体等の捜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第30節 愛玩動物の保護対策

風水害対策編 第2章第32節 「愛玩動物の保護対策」を準用する。

第31節 災害時の放送

風水害対策編 第2章第33節「災害時の放送」を準用する。

第32節 公衆通信の確保

風水害対策編 第2章第34節「公衆通信の確保」を準用する。

第33節 電力供給応急対策

風水害対策編 第2章第35節「電力供給応急対策」を準用する。

第34節 ガスの安全、供給対策

風水害対策編 第2章第36節「ガスの安全、供給対策」を準用する。

第35節 給水・上水道施設応急対策

風水害対策編 第2章第37節「給水・上水道施設応急対策」を準用する。

第36節 下水道等施設応急対策

風水害対策編 第2章第38節「下水道等施設応急対策」を準用する。

第37節 危険物等施設応急対策

風水害対策編 第2章第39節「危険物等施設応急対策」を準用する。

第38節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

風水害編 第2章第40節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」を準用する。

第39節 鉄道事業者の応急対策

風水害対策編 第2章41節「鉄道事業者の応急対策」を準用する。

第40節 土砂災害・斜面災害応急対策

風水害対策編 第2章第42節「土砂災害・斜面災害応急対策」を準用する。

第41節 河川施設応急対策

風水害対策編 第2章第43節「河川施設応急対策」を準用する。

第42節 農地・農業用施設等の応急対策

風水害対策編 第2章第44節「農地・農業用施設等の応急対策」を準用する。

第43節 農林業応急対策

風水害対策編 第2章第45節「農林業応急対策」を準用する。

第44節 商工業応急対策

風水害対策編 第2章第46節「商工業応急対策」を準用する。

第45節 応急住宅対策

風水害対策編 第2章第47節「応急住宅対策」を準用する。

第46節 ボランティア受入れ計画

風水害対策編 第2章第48節「ボランティア受入れ計画」を準用する。

第47節 義援金の受入れ・配分計画

風水害対策編 第2章第49節「義援金の受入れ・配分計画」を準用する。

第48節 義援物資対策

風水害対策編 第2章第50節「義援物資対策」を準用する。

第49節 災害救助法による救助

風水害対策編 第2章第51節「災害救助法による救助」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

風水害対策編 第3章第1節「民生安定化対策」を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

風水害対策編 第3章第2節「融資・貸付その他資金等による支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害対策編 第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

第4節 災害復興対策

風水害対策編 第3章第4節「災害復興対策」を準用する。

田上町地域防災計画

震災対策編

(令和6年3月修正)

編集発行 田上町防災会議

事務局 田上町 総務課

〒959-1503

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070 番地

TEL 0256-57-6222

FAX 0256-57-3112

E-mail t2221@town.tagami.lg.jp
